

重点課題	事業計画	実施(予定)計画	実施内容	成果と課題
1) 高齢者・障がい者 虐待対応力の強化	虐待対応体制の強化	虐待対応職員向け権利擁護研修	11/27行政職員等向け権利擁護研修(権利擁護と虐待対応) を開催 講師:社)神戸福生会 山内賢治氏	虐待対応等権利擁護支援に関わる職員(行政、包括、障がい者相談支援事業所、権利C等)を対象に、「虐待と権利擁護」と題し研修を開催した。新任職員はもとより基本的な考え方を学ぶことができた。
		虐待対応マニュアルを使った研修(高齢者虐待対応職員向け)	帳票集が完成し、行政、包括と協働で、3/17養護者による虐待の対応研修を実施。午前は講義で講師:福島健太氏、午後はGWで助言者として、福島健太氏、田島啓子氏。	行政、包括、権利C、23名が参加。参加者からは、「法律職・福祉職それぞれの話を聞くことができて良かった」「改めて虐待対応のフローや抑えるべきポイントを振り返るいい機会になった」等の感想をいただいた。
		障がい者虐待研修(障がい者施設従事者向け)	12/10障がい者基幹相談支援事業所と共催で、障がい者施設従事者等虐待について、施設職員向け(5年以上の従事者向け)の研修を開催(午前の部、午後の部) 講師:西宮市社会福祉協議会 玉木幸則氏	障がい者施設従事者等による虐待について、事業所内での障がい者虐待対策をテーマに、従事期間が5年以上の施設職員を対象に研修を実施した。色々な種別の事業所に参加していただくため、午前の部と午後の部と同じ内容で、2回開催した。コロナ禍の影響で参加者が少なかったが、29名が参加。参加者からは、「誰のため?を考えながら今後の支援につなげたい」「きびしい言葉をたくさんいただきました。今後の活かしていきたい」「障がい者への自立のためのアプローチが虐待防止につながる。目からうろこでした」等の感想をいただいた。来年度も継続して虐待防止に関する研修を実施する必要がある。
	レビュー会議(虐待対応評価システム)の実施	障がい:モニタリング会議(年3回のレビュー会議等)	レビュー会議を8/18、3/24と2回開催した。	障がいは通報件数も少ないため、虐待対応会議や対応方法について、十分理解できていないため、今後マニュアルを使っての虐待対応研修が必要。また、レビュー会議のあり方や、意義についても再度検討する必要がある。
		高齢:モニタリング会議(年4回の評価と年2回のレビュー会議等)	高齢者虐待は4包括、各4回の評価と各包括2回のレビュー会議を実施。精道:10/2 3/29 ・潮見:10/1、3/26 ・西山手:10/8、3/25 ・東山手:10/1、3/29。また、虐待通報の状況から全市の地域課題等を検討するレビュー(縦レビュー)を、1/22に開催。SVは関西国際大学 山本秀樹氏。	今年度は判定率:84.7%、認定率:27.8%、終結率:30.0%。昨年に比べ、判定率、終結率が下がっている。※年度末に通報受理が多かった。縦レビューに関しては、あり方について検討を続け実施した。今年度は、予防、通報受理、対応、再発防止について、各包括から各課題を提出してもらい、各項目について、現状、目標、問題点、課題、取り組み内容について、検討した。今後、縦レビューの方法について再度検討する必要がある。また、今回出された具体的な取り組みを、来年度実施する予定。
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアルの改訂	現マニュアルの改訂作業	帳票の改訂にのため、4回の打ち合わせを行った。	帳票の改訂から進め、今年度中に帳票の修正については、概ね完成した。新帳票を使用しながらさらに改良をし、合わせて本文の改訂にも取り組む。
	三士会(弁護士・司法書士・社会福祉士)と裁判所との連携	三市(芦屋、西宮、尼崎)と三士会、裁判所との協議会の開催	10/29芦屋市、西宮市、尼崎市の3市の行政、権利擁護支援センターの職員及び、三士会の代表、神戸家庭裁判所で、「成年後見制度利用促進法に関する連絡会」を開催した。	各市の取り組み状況や、後見人候補の現状と見通し、申立て支援について、後見人が行う事後事務について、活発な意見交換ができた。行政を中心とし、次年度は尼崎市が中心となり、開催を継続していきたい。
	SV機能の活用(事例検討会・モニタリング)	困難ケース事例検討会の実施	今年度は開催できず。困難事例に関しては、専門相談を利用し、法律職からの助言をいただいた。	定期相談 15回、臨時相談 56回。71回、計80件の相談に対応。定期相談の稼働率62.5%と昨年度より稼働率は増加。また、虐待等の困難事例について、専門相談を利用し、法律職から助言をいただいたり、実際同行訪問していただき、課題が整理でき実際の支援につながった。今後も積極的に専門相談を利用し、専門職の助言をいただきながら問題の解決につなげたい。
権利擁護専門相談の周知と活用	権利擁護専門相談の周知。困難事例の対応における、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)の活用。	今年度は、火曜日の不定期開催となった。また、臨時(出張)相談も実施。虐待等の困難ケースの案件については、専門相談を利用し、法律職に助言をいただいたり、実際に同行訪問していただいた。	職員だけでなく、社協職員など窓口で債務に関する相談を受ける職員にも参加していただいた。今後も、状況に応じて必要な研修を開催していく。	
職員のスキルアップのための研修及び研修参加	スキルアップのための研修の開催、各種研修への参加	10/14債務整理、10/26死後事務委任の研修を実施。職員のスキルアップのため、兵庫県主催の研修や全国権利擁護支援ネットワークの全国フォーラムに参加等、各研修会に参加した。	職員だけでなく、社協職員など窓口で債務に関する相談を受ける職員にも参加していただいた。今後も、状況に応じて必要な研修を開催していく。	
2) 権利擁護事業の 推進	市民へ向けた権利擁護の周知、啓発	公開講座、権利擁護支援フォーラムの開催	今年度は権利擁護支援者養成研修は未開催。3/6権利擁護フォーラムは対面を中止、予定していた基調講演等を縮小し撮影。4月末までのYouTubeの限定配信の形をとった。	今年度はコロナ禍における生活困窮などさまざまな課題を抱える方への支援をテーマに講演等(収録)をYouTubeにて限定配信した。視聴数は約180回。今後も、専門職だけでなく、市民の方々も一緒に考え、学べるような内容を企画し、継続開催することが必要。
		出前講座等各種研修への講師派遣	①生活支援型訪問サービス従事者研修(6/29,11/5)、②芦屋川カレッジでの研修「権利擁護と成年後見制度」(10/28)の講師派遣を行った。	①高齢者の尊厳の保持、成年後見制度、高齢者虐待をテーマに講義を行った。「体が不自由になつたり、認知機能が低下しても、その人らしい生活を保持できるように自立を目指して支援していきたい」「こちらの立場や好意・親切の押し付けではなく、ご本人の立場や意思を思いやらなければいけないと思った」等の感想をいただいた。権利擁護の啓発のため、今後も講師派遣を行う予定。
		「終活」をテーマにした研修の企画実施「ろーすくーる」	65歳以上の高齢者を対象とし、終活をテーマにした、「ろーすくーるAshiya」を企画、開校した。昨年に続き2回目の開催。	10/29から毎週水曜日、全5回のスクールを開校。定員15名であったが、コロナ禍の影響もあり、受講生7名、聴講生1名が受講。科目も昨年の反省をもとにリニューアルした。「大人の遠足」課外活動は縮小して実施。地域のお寺を訪ずれ話を聞いたが、受講生には非常に好評であった。受講を通して、受講生同士のつながりや、地域とのつながりもできた。来年度に向け、講義内容の検討が必要。また、卒業生の交流の場となるような研修会&交流会を開催したい。
	小地域単位での権利擁護の啓発	小地域における「障がい者理解」の啓発研修の企画、実施	地域の方々に、疑似体験を通して「発達障がい」について知り、理解していただくことを目的とし、地域での研修を企画、実施。2地区開催(宮川、精道)。コロナ禍で中止となった地区もあった。	昨年に引き続き、障がい者基幹相談支援センター、ひょうご発達障がい者支援センターと協力し研修を実施。2地区で開催することができた。昨年の反省をもとに、内容や住所の変更を行った。体験をメインとした研修であるため、わかりやすかったと感想をいただいた。来年度は今年度開催できなかった地区を含め、残りの地区で実施予定。

2020年度（令和2年度） 芦屋市権利擁護支援センター事業計画 実施状況、成果と課題

重点課題	事業計画	実施(予定)計画	実施内容	成果と課題	
3) 人材バンクの活用と活動支援	権利擁護支援者人材バンク登録者のフォローアップ研修の実施と活動の場の検討	後見事務事務に関する研修の実施	フォローアップ研修として西宮と合同で、11/24「成年後見制度研修」を開催。	家裁の調査官と書記官にも登壇いただき、直接お話を聞くことができる貴重な機会となった。申立てに関する新書式の趣旨や作成の留意点等について学ぶことができた。	
		その他、人材バンク及び受講修了者に対するフォローアップ(研修・公開講座等)	人材バンク登録者に対するフォローアップ研修として、①介護サービス相談員フォローアップ研修(3回)、②芦屋市権利擁護フォーラム、③西宮市との協働開催「成年後見制度研修」、④西宮市の権利擁護支援フォーラムを位置づけ、開催の案内および研修を実施。	①10/22:25名、12/2:16名、3/26:17名が参加。 今年度はコロナ禍に伴い、開催方式の変更等を余儀なくされた。今後、オンライン配信等の開催方法を検討する中で、関連機材等を準備し、実施体制を整える必要がある。	
	権利擁護支援者人材バンクの運営	人材バンク運営要領に基づく運営	人材バンク運営要領に基づき運営。今年度はコロナ禍に伴い、活動の多くが中止となる。	人材バンク登録者は3月末時点で71名。活動状況としては、後見活動支援員:1名、生活支援員:6名、権利擁護推進員:0名、介護サービス相談員:0名、障がい者福祉施設等相談員:11名、市民後見人:1名、のべ19名。今後、コロナ禍での活動について検討していく必要がある。	
		市民後見候補者登録の準備と活用	市民後見人の活動について、マニュアルに沿って、3ヶ月ごとの面談し、後見事務の確認を行った。	市民後見人との定期面談により、後見事務内容を確認。令和2年1月に3回目の裁判所報告を行った。市民後見人として、後見事務に関しても適切に対応されており、身上監護においては、後見人の訪問だけでなく、「ひとり役」を利用し、丁寧に対応されている。第1号の市民後見人以降、対象者が出ていないため、活動は1名となっている。今後、対象者があれば、積極的に市民後見人の活用を行っていく。	
	介護サービス相談員派遣事業の充実	相談員の確保と派遣	新規相談員の登録面接の実施、相談員の更新手続きとマッチング作業6月から活動開始	コロナウイルスの感染拡大により、活動を中止	来年度、引き続き事業継続が困難な場合の対策を検討する必要がある。
		相談員の資質向上	フォローアップ研修の企画と開催	コロナウイルスの感染拡大により、活動を中止したため、フォローアップ研修を充実。3回連続の研修を企画、実施した。	訪問活動が中止となったため、相談員の活動意欲が低下しないよう、3回の研修を行った。①10/22「認知症のある高齢者に対する対応」25名の参加。②12/2「傾聴技術」16名の参加。③3/26「虐待と権利擁護」17名の参加。「ロールプレイを通し、相手の立場に立って活動できればと思った」「傾聴の方法を相談員活動に活かしたい」などの感想をいただいた。どんな研修でも参加したいと意欲のある方が多かった。今後も相談員の要望を聞き、必要な研修を実施していくことが必要。
		受け入れ事業所との連携	受け入れ施設との連携と事業の有効活用	コロナウイルスの感染拡大により、活動を中止	来年度、引き続き事業継続が困難な場合の対策を検討する必要がある。
	障がい者福祉施設等相談員派遣事業の実施	相談員の確保と派遣	新規相談員の登録面接の実施、相談員の更新手続きとマッチング作業9月から活動開始	11名の相談員が登録。コロナの影響で今年度は実施施設は2施設となった。8/26に全体会を実施。9月から月1回の活動を開始。1月から中旬より、コロナの影響で活動中止。全体会が開催できなかったため、相談員にアンケートを取り、その結果を施設のアンケートの内容も含めフィードバックした。	コロナ禍で縮小はしたが、活動が継続できた。アンケートの結果を参考にして、コロナ禍での活動について、検討していく必要がある。
		相談員の資質向上	現場実習に向けた研修の開催(1日)と現場実習の実施	コロナウイルスの感染拡大に伴い、内容を縮小し新人相談員のみを対象に、研修を開催(8/26)。現場実習をは中止。	新人の相談員に対し、研修も縮小、現場実習もできないまま相談活動を行っていただき、戸惑いも多かったと思われる。今後もコロナ禍における研修のあり方について検討する必要がある。
		受け入れ事業所との連携	受け入れ施設との連携と事業の有効活用	全体会が開催できなかったため、協力施設にアンケートを取り、その結果を相談員のアンケートの内容も含めフィードバックした。	アンケートの結果を参考にして、コロナ禍での活動について、検討していく必要がある。
4) 芦屋市の権利擁護事業の推進と権利擁護支援センターの体制強化	法人後見機能の充実	後見事務体制の整備とチェック体制の強化	後見方針の確認や、進捗状況等を確認するため、定期的にモニタリングを行った。また、後見事務に関し、出納帳の確認や預かり品の確認を年2回実施。	後見の支援方針や進捗について他の職員の意見・助言を受けることで、後見活動で悩んでいることが解消につながり、改めて後見方針を見直すことができた。定期的な、社内監査、監事による監査を継続することが必要。コロナ禍での後見活動のあり方について検討が必要。	
		職員のスキルアップ及び後見活動支援員の活用	11/24成年後見制度の申立て新書式についての研修に参加した。後見活動支援員として1名が活動。	後見活動支援員の活動により、ご本人の話をゆっくり聞いていただくことができ、ご本人の精神的な安定につながった。今後も状況に応じて、活用していく予定。	
	福祉サービス利用援助事業の活用	事業の普及啓発のための、パンフレットの作成	福祉サービス利用援助事業は今年度新規15件、現在契約数は11件。新規パンフレットは作成途中。	新規契約数が年々増えている。金銭管理のサービスとともに、死後の事務委任の相談が増えており、対応を検討する必要がある。	
		管理、事務体制の整備	年に2回、預かり金、預かり物の確認作業を実施。	契約件数が増加しているため、管理及び事務体制を整備することが必要。	